【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年１月９日
【会社名】	ドイツ銀行 (Deutsche Bank Aktiengesellschaft)
【代表者の役職氏名】	ディレクター　クリストフ・エンゲルス （Christoph　Engels, Director） ヴァイス・プレジデント　マルティン・ブラウン （Martin Braun, Vice President）
【本店の所在の場所】	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ 12 (Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　　中　野　春　芽 弁護士　　三　浦　　健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	(03)6212-8316
【事務連絡者氏名】	弁護士　　三　浦　　健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	(03)6212-8316
【届出の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした売出金額】	５億円（予定）
【安定操作に関する事項】	該当事項なし。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

１　【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年12月12日付をもって提出した有価証券届出書の記載内容の一部に訂正が生じ、関係事項を本訂正届出書により以下のとおり訂正するため、また当該有価証券届出書の添付文書のうち、定款および有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

２　【訂正事項】

提出本文書「第一部　証券情報　第２　売出要項　１　売出有価証券」および「第三部　参照情報　第２　参照書類の補完情報」の記載を訂正し、また提出本文書の添付文書のうち、定款を本訂正届出書に添付したものに差し替え、有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実に本訂正届出書に添付したものを追加します。

３　【訂正箇所】

提出本文書において訂正した箇所には、下線を付しております。

第一部　証券情報

第２　売出要項

１　売出有価証券

売出社債（短期社債を除く。）

＜訂正前＞

（前略）

（注５）　本社債について、発行体の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づき登録された信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。
ただし、発行体は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）よりA2、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（以下「S&P」という。）よりA、フィッチ・レーティングス・リミテッド（以下「フィッチ」という。）よりA+の長期発行体格付をそれぞれ取得しており、本届出書提出日（平成25年12月12日）現在、かかる格付の変更はされていない。
ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本届出書提出日（平成25年12月12日）現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第３項第３号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

（注５）　本社債について、発行体の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づき登録された信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。
ただし、発行体は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）よりA2、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（以下「S&P」という。）よりA、フィッチ・レーティングス・リミテッド（以下「フィッチ」という。）よりA+の長期発行体格付をそれぞれ取得しており、本訂正届出書提出日（平成26年１月９日）現在、かかる格付の変更はされていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本訂正届出書提出日（平成26年１月９日）現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第３項第３号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

(後略)

第三部　参照情報

第２　参照書類の補完情報

＜訂正前＞

(1) 前記「第１　参照書類、１　有価証券報告書及びその添付書類」に記載の有価証券報告書（前記「第１　参照書類、７　訂正報告書」に記載の有価証券報告書の訂正報告書による訂正を含む。以下同じ。）および前記「第１　参照書類、２　四半期報告書又は半期報告書」に記載の半期報告書（以下、本「参照書類の補完情報」において「有価証券報告書等」という。）の提出後、本届出書提出日（平成25年12月12日）現在、有価証券報告書等の「事業等のリスク」に記載された事項について、重大な変更は生じていない。

(2) 有価証券報告書等には将来に関する記述（有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合は、当該更新、修正、訂正または置換えられた記述）が含まれているが、本届出書（その添付書類を含む。）においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合を除き、本届出書提出日（平成25年12月12日）現在、提出会社は、当該記述に関して重大な変化はないと考えている。有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）および本届出書（その添付書類を含む。）における将来に関する記述は、本届出書提出日（平成25年12月12日）現在において判断した事項である。

　なお、有価証券報告書等、有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）および本届出書（その添付書類を含む。）における将来に関する記述については、その達成を保証するものではない。

＜訂正後＞

(1) 前記「第１　参照書類、１　有価証券報告書及びその添付書類」に記載の有価証券報告書（前記「第１　参照書類、７　訂正報告書」に記載の有価証券報告書の訂正報告書による訂正を含む。以下同じ。）および前記「第１　参照書類、２　四半期報告書又は半期報告書」に記載の半期報告書（以下、本「参照書類の補完情報」において「有価証券報告書等」という。）の提出後、本訂正届出書提出日（平成26年１月９日）現在、有価証券報告書等の「事業等のリスク」に記載された事項について、重大な変更は生じていない。

(2) 有価証券報告書等には将来に関する記述（有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合は、当該更新、修正、訂正または置換えられた記述）が含まれているが、本訂正届出書（その添付書類を含む。）においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合を除き、本訂正届出書提出日（平成26年１月９日）現在、提出会社は、当該記述に関して重大な変化はないと考えている。有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）および本訂正届出書（その添付書類を含む。）における将来に関する記述は、本訂正届出書提出日（平成26年１月９日）現在において判断した事項である。

　なお、有価証券報告書等、有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）および本訂正届出書（その添付書類を含む。）における将来に関する記述については、その達成を保証するものではない。